

第1章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」を採択して以来、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」など、人権に関する数多くの国際規範を採択するとともに、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官の設置（1994年（平成6年））や人権関係諸条約の監視機関等の積極的な活動など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。特に、1994年（平成6年）の第49回総会では、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することを求めました。

「人権教育のための国連10年」の取組により、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組が推進されてきました。

しかしながら、21世紀に入った現在においても、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にまでさらされているという現状があります。

「人権教育のための国連10年」の取組が最終年を迎えた2004年（平成16年）12月には、国連総会において、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されるなど、21世紀を人権の世紀とするための取組が更に推進されようとしています。

2 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の問題である同和問題については、1965年（昭和40年）の同和对策審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969年（昭和44年）の「同和对策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年（平成14年）3月まで33年間にわたる特別対策が実施されてきました。

また、女性、障害のある人、外国人等の様々な人権問題についても、男女共同参画社会や ノーマライゼーションあるいは 共生社会の実現などの理念の下に、その改善に向けた様々な施策が実施されてきています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国連の 規約人権委員会をはじめとした関係機関から、同和問題や女性、外国人等様々な人権問題が存在すると指摘されているところです。

こうした中で、1995年（平成7年）12月には、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部が設置され、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画が策定されました。

また、1996年（平成8年）12月には、「人権擁護施策推進法」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月には人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。また、2002年（平成14年）3月には、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）」が策定されました。

3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況

京都府においては、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、今日まで人権教育・啓発を総合的に推進してきたところです。

1999年（平成11年）3月には、基本的指針として「人権教育のための国連10年京都府行動計画（以下、「京都府行動計画」という。）」を策定し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策を積極的に取り組んできました。

これらの取組により、京都府の人権教育・啓発は、同和問題など様々な人権問題について、施策が計画的に推進されるようになり、特に、教職員・社会教育関係職員、公務員等を「人権に特に関係する職業従事者」と位置付け、研修等が計画的に実施されるようになりました。

また、市町村においても計画策定が進み、人権教育・啓発が施策体系の中にしつかりと位置付けられるようになるなど、内容、対象、実施主体の各面で広がりを見せてきています。

2001年（平成13年）に実施した調査によると、回答者の60%以上の方が同和問題など様々な人権問題に関心を示し、約半数の方が人権問題に関する研修会に参加した経験があると答えていることなどから、府民の中に人権教育・啓発の取組が浸透してきていることがうかがえます。

しかしながら、自分の人権が侵害された経験として、職場でのセクシュアル・ハラスメントや差別、学校や家庭、地域社会での経験など身近な場面での人権問題をあげた方が多いこと、また、同和地区出身者に対する差別意識や偏見が結婚問題を中心に依然として存在していることや、就職の採用選考において「応募者

の適性・能力による公正な採用選考」の考え方が十分に浸透していないという状況がうかがえるなど、今後とも、工夫を凝らして積極的に人権教育・啓発に取り組むことが必要です。こうした状況等も踏まえ、世界人権宣言が採択されて55周年に当たる2003年（平成15年）11月30日、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、「世界人権宣言55周年京都アピール」を発表しました。

このアピールは、あらゆる人々が、あらゆる場で「生命の尊厳を自覚し、自然と共に幸せを築いてゆく人間の行動とその成果」と考えられる「人権文化」を实らせ、自然と人間、そして人間のすべてが共生し、自由と平等にあふれた社会の実現をめざして前進しようと呼びかけたものであり、今後、その趣旨の実現に向けて、具体的な施策等を推進することが求められています。